

青梅市行財政改革推進プラン

平成25年度～平成29年度

(2013年～2017年)

平成25(2013)年4月

青 梅 市

はじめに

青梅市では、これまで、効率的な行政運営、組織の見直しと人材育成、財政基盤の確立の3つの視点から行財政改革に取り組んでまいりました。

このたび、今後10年間の青梅市の行政活動の基本となる第6次青梅市総合長期計画が市議会の議決を経て策定されました。

そこで、総合長期計画に掲げる市の将来像を確実に実現していくため、平成25年度からの新しい「青梅市行財政改革推進プラン」を策定いたしました。

この推進プランは、青梅市行財政改革推進委員会からの提言を受けるとともに、市を取り巻く社会・経済情勢の変化や今後の社会構造の大変換に的確に対応しながら、市民にとって真に必要なサービスを最小の経費をもって最良の形で提供していくために、市行財政改革推進本部が策定したものを、組織や人事、様々な施策および運営方法など市政全般にわたり職員が一丸となって改革を実施していくものであります。

市民の皆様のご理解とご協力をぜひお願いいたします。

平成25年4月

青梅市長 竹内俊夫

目 次

I	基本的事項	1
II	行財政改革を進める3つの視点	1
1	効果的・効率的な行政システムの推進	2
(1)	市民本位の行政システムの推進	3
(2)	市民等との協働による市政の推進	5
(3)	透明で公正な行政の確立	6
ア	保育料(保育所運営費保護者負担金)収納率の向上	9
イ	育成料(学童保育所育成料等保護者負担金)収納率の向上	10
ウ	市営住宅使用料収納率の向上	11
エ	学校給食費収納率の向上	12
(4)	事務事業の見直し	13
ア	事務事業の見直し	13
イ	各種業務委託の見直し	14
ウ	補助金等の見直し	16
(5)	東日本大震災の教訓を活かした対応	17
(6)	電子自治体の推進	19
2	簡素で活力ある組織と人材の育成	20
(1)	組織・機構の見直し	21
(2)	適正な定員管理の推進	22
(3)	給与等の適正化	23
(4)	人材育成の推進	24
3	財政基盤の確立	27
(1)	財政運営の効率化	28
(2)	財源確保の対策	30
ア	市税収納率の向上	30
イ	自主財源の確保	31
ウ	保有土地の有効活用等	33
エ	資産の有効活用等	33
(3)	競艇事業収益金の確保	34
(4)	特別会計、企業会計の経営改善	35
ア	国民健康保険会計	35
イ	下水道事業会計	36
ウ	後期高齢者医療会計	37
エ	介護保険会計	38
オ	病院事業会計	39
	付属資料	40
	付属資料1 青梅市行政改革推進本部設置要綱	41
	付属資料2 青梅市行政改革推進本部調整会議設置要綱	42
	付属資料3 青梅市行財政改革推進委員会設置要綱	43

I 基本的事項

この「行財政改革推進プラン」は、平成25年度から平成29年度までの5か年に、青梅市が取り組むべき行財政改革施策の指針として策定したものである。

内容は、多岐にわたるものであるが、項目については、基本的に青梅市行財政改革推進プラン（平成20年度～24年度）を踏襲するとともに、その中の区分を整理し、これからの行財政改革を進める視点として、「効果的・効率的な行政システムの推進」、「簡素で活力ある組織と人材の育成」および「財政基盤の確立」の3つの柱に集約している。

II 行財政改革を進める3つの視点

1 効果的・効率的な行政システムの推進

- (1) 市民本位の行政システムの推進
- (2) 市民等との協働による市政の推進
- (3) 透明で公正な行政の確立
- (4) 事務事業の見直し
- (5) 東日本大震災の教訓を活かした対応
- (6) 電子自治体の推進

2 簡素で活力ある組織と人材の育成

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 適正な定員管理の推進
- (3) 給与等の適正化
- (4) 人材育成の推進

3 財政基盤の確立

- (1) 財政運営の効率化
- (2) 財源確保の対策
- (3) 競艇事業収益金の確保
- (4) 特別会計、企業会計の経営改善

1 効果的・効率的な行政システムの推進

(1) 市民本位の行政システムの推進

- | | | |
|------|---|-----------|
| 取組項目 | 1 | 市民サービスの向上 |
| | 2 | 市民センター改革 |
| | 3 | 広域的な連携の推進 |

(2) 市民等との協働による市政の推進

- | | | |
|------|---|----------|
| 取組項目 | 4 | 協働の基礎づくり |
| | 5 | 協働の推進 |

(3) 透明で公正な行政の確立

- | | | |
|------|----|------------------------------------|
| 取組項目 | 6 | 行政資料公表・公開 |
| | 7 | 各種審議会等における、委員公募制、会議の公開、審議内容等の公表の推進 |
| | 8 | 広報広聴活動の一層の充実 |
| | 9 | 青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづく適正な対応 |
| | 10 | 保育料(保育所運営費保護者負担金)収納率の向上 |
| | 11 | 育成料(学童保育所育成料等保護者負担金)収納率の向上 |
| | 12 | 市営住宅使用料収納率の向上 |
| | 13 | 学校給食費収納率の向上 |

(4) 事務事業の見直し

- | | | |
|------|----|--------------------|
| 取組項目 | 14 | 行政評価の実施および推進に向けた検討 |
| | 15 | 各種業務委託の見直し |
| | 16 | 粗大ごみ収集業務の委託化 |
| | 17 | 指定管理者制度導入の推進 |
| | 18 | 運動広場の見直し |
| | 19 | 補助金等の見直し |

(5) 東日本大震災の教訓を活かした対応

- | | | |
|------|----|-----------------|
| 取組項目 | 20 | 地域防災計画等の見直し |
| | 21 | 再生可能エネルギー等の導入促進 |

(6) 電子自治体の推進

- | | | |
|------|----|---------------|
| 取組項目 | 22 | 電子自治体の推進 |
| | 23 | 情報セキュリティ対策の推進 |

1 効果的・効率的な行政システムの推進

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する市民ニーズに対応し、より良い行政サービスを提供していくため、行政の守備範囲や事業コスト等にも留意しながら、既存の制度や慣例にとらわれることなく、常に新たな視点から施策等の見直しを行い、効果的・効率的な行政システムを推進する。

(1) 市民本位の行政システムの推進

市役所は、地域の主要なサービス業のひとつであるという認識のもと、職員一人一人が市民の視点に立ち、市民ニーズを的確に捉え、真に必要なサービスを効果的・効率的に提供し、市民満足度の高い公共サービスを展開する。

NO	名称	内容				
1	市民サービスの向上	より市民の立場に立った、分かりやすく親しみのあるサービスを提供するとともに、子育て世代や高齢者、障害者への情報提供サービスの充実を図る。				
担当課	行政管理課					
関連課	秘書広報課・庶務課・情報システム課・市民課・保険年金課・高齢介護課・障がい者福祉課・子育て推進課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①市民窓口対応アンケートを継続して実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②申請書、届け出書等の様式を総点検し簡素化する。	⇒	—	—	—	
	③ホームページの掲載情報を各課で拡充し、分かりやすいホームページの作成と、情報提供をより一層充実する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	④音声コード(注)の普及促進と研修会を継続して実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	①年1回実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②様式総点検、簡素化の検証・検討	②実施	—	—	—	
	③研修会 年1回実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	④研修会 年1回実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

(注) 音声コード：中に情報を記録することができる約2センチ四方の画像で、専用の読取機を使用することによって、記録されている情報を音声で出力することができる。

NO	名称	内容			
2	市民センター改革	地域に密着した便利な市民センターとするため、地域コミュニティの拠点施設として地域団体等の活動を支援するとともに、各種手続きや証明書等の発行をはじめとした質の高いサービスの提供を図る。			
担当課	行政管理課・市民活動推進課				
関連課	市民センター取扱業務担当課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民センターおよび出張所のあり方等検討委員会で地域に密着した便利な市民センターとするための見直しを実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	市民センターにおいて提供するサービスの向上	⇒	⇒	⇒	⇒

NO	名称	内容			
3	広域的な連携の推進	広域的な行政課題について、西多摩地域広域行政圏協議会や東京都市長会などで、他の自治体と連携し対応を図る。			
担当課	企画調整課				
関連課	関係各課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	JR改善要望、広域行政圏体育大会、図書館広域利用事業など、広域行政圏計画にもとづく連携を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒
	市長会付属機関等を通じた、広域連携課題の研究、取組に関する検討等を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	各広域連携事業等の実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 市民等との協働による市政の推進

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、行政だけでできることはこれまでより限られていくことが予想される。市民等と情報を共有し、その持てる力を生かした取組を推進する。

NO	名称	内容				
4	協働の基礎づくり	協働のパートナーとなる市民活動団体等や人材の育成を推進する。				
担当課	市民活動推進課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①協働推進員と市民活動団体を対象とした協働研修を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②新任職員を対象とした協働研修を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	①年1回実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②年1回実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

NO	名称	内容				
5	協働の推進	協働による効果が見込まれる事業の積極的な展開を図る。				
担当課	市民活動推進課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①市民提案協働事業を実施し、募集状況、実施状況および実施結果を市ホームページ等で公表する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②協働事業のPDCAサイクル(注)による検証を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③青梅市自治会連合会との連携を強化する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	①市民提案協働事業実施件数:5件	①市民提案協働事業実施件数:5件以上	⇒	⇒	⇒	
	②協働事業実施件数100件	②協働事業実施件数105件以上	②協働事業実施件数110件以上	②協働事業実施件数115件以上	②協働事業実施件数120件以上	

(注)PDCA サイクル : Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を円滑に進める手法。

(3) 透明で公正な行政の確立

施策の選択、重点化を行うためには、情報公開および行政の説明責任の徹底を図り、その責任の所在が明確になるような基本計画・予算・決算などの資料の作成を行い、市民の理解を得るとともに、公平性・公正性の確保に努める。

NO	名称	内容				
6	行政資料公表・公開	<ul style="list-style-type: none"> 行政資料の内容を見直し、見やすく分かりやすい形にして公表する。 個人情報の保護に留意しながら、行政情報の公開を推進する。 				
担当課	庶務課・行政管理課					
関連課	関係各課					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
年次計画	行政資料の内容見直しを検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	最新資料への更新の徹底	⇒	⇒	⇒	⇒	

NO	名称	内容			
7	各種審議会等における、委員公募制、会議の公開、審議内容等の公表の推進	各種審議会等における、委員公募制、女性委員の登用、会議の公開、審議内容等の公表を推進する。			
担当課	行政管理課				
関連課	関係各課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	各種審議会等における、委員公募制、会議の公開、審議内容等の公表を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	公募委員構成率 6.0%	公募委員構成率 7.0%	公募委員構成率 8.0%	公募委員構成率 9.0%	公募委員構成率 10.0%
	女性委員構成率 26.0%	女性委員構成率 27.0%	女性委員構成率 28.0%	女性委員構成率 29.0%	女性委員構成率 30.0%
	公開可能な会議の原則公開の徹底	⇒	⇒	⇒	⇒
	審議内容公表率 45.0%	審議内容公表率 50.0%以上	審議内容公表率 55.0%以上	審議内容公表率 60.0%以上	審議内容公表率 65.0%以上

[青梅市付属機関等の設置運営に関する指針（抜粋）]

□ 委員の選任

- ・ 委員総数は原則10人以内とする。
- ・ 多くの付属機関委員を兼ねないよう選任する。
- ・ 在任期間は特に必要とされる場合を除き10年以内とする。
- ・ 公募委員の拡大、女性委員の積極的な登用に努める。

□ 付属機関の運営

- ・ 資料等の事前配布により会議の効率化を図る。
- ・ 予定時間を明示し資料等の簡素化と簡潔な説明等に努め、有効な会議時間の確保を図る。
- ・ 会議経過を明らかにするため会議録等を作成する。

□ 会議の公開

- ・ 付属機関の会議は原則公開し、傍聴の許可、会議録・会議資料を公表する。ただし、非公開の場合、会議録・会議資料の公表に努める。
- ・ 開催日時、場所、公開の可否等の情報を事前周知するよう努める。
- ・ 非公開情報の会議は、付属機関の長が会議に諮り非公開の決定をすることができる。ただし、その理由を明らかにしなければならない。

NO	名称	内容				
8	広報広聴活動の一層の充実	市民の意見や要望を行政に反映させるため、広報広聴活動の充実を図る。				
担当課	秘書広報課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 広報紙やホームページ等による行政情報の発信を充実させることにより、市民との情報共有化を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	② 市民の意見や要望を行政に反映させるため、市民と市長との懇談会を継続する。より多くの市民に参加してもらえよう開催日や開催時間を工夫する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	① 広報紙・ホームページ等広報媒体の充実 広報紙等の戸別配布の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	② 参加者数 400人以上 開催日(回数)・時間の検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

NO	名称	内容				
9	青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづく適正な対応	市債権の回収に向け取組を強化し、合理的な徴収や実効性のある徴収方法を実施するなど、公平公正を確保するために必要な措置をとる。				
担当課	収納課・行政管理課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 債権管理適正化検討委員会開催 ・関係課の未収金状況、徴収への取組について確認する。 ・担当課で掲げた目標値の達成状況の検証を行う。 ・各市の取組など債権回収に向けた情報の収集と共有化を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	② 新たな収納対策に向けた施策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③ 市債権管理条例化を検討する。	⇒	③ 条例を制定する。	—	—	
到達目標	① 年1回以上開催	⇒	⇒	⇒	⇒	
	② 担当課で掲げた年次目標の達成	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③ 債権管理適正化検討委員会で検討	⇒	③ 条例化	—	—	

ア 保育料(保育所運営費保護者負担金)収納率の向上

NO	名称	内容				
10	保育料(保育所運営費保護者負担金)収納率の向上	青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづき収納率を向上させる。				
担当課	子育て推進課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	徴収対策 ・職員による夜間等の臨戸徴収、収納員による昼夜を問わない臨戸徴収を実施する。 ・保育料滞納者の預貯金差押えを実施する。 ・申し出による児童手当からの天引による納付を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	私人委託実施の可否について検討する。	私人委託実施の可否を判断する。	—	—	—	
到達目標	収納率 88.1% 現年分 98.2% 滞納繰越分 16.4%	収納率 88.2% 現年分 98.3% 滞納繰越分 16.7%	収納率 88.4% 現年分 98.4% 滞納繰越分 17.0%	収納率 88.5% 現年分 98.5% 滞納繰越分 17.3%	収納率 88.6% 現年分 98.6% 滞納繰越分 17.6%	

[青梅市債権管理適正化に関する指針(抜粋)]

債権管理の適正化の取組概要

□ 債権管理台帳の作成による管理・点検

債権の確実な回収を実行するため、債権管理台帳等必要書類を整備し、債権の内容や督促の状況等を記録するなど、適切な管理、点検に努める。

□ 債権回収の強化

法令等にもとづく督促を適正に行い、督促後もなお債務が履行されないときは、早期交渉に着手して納付を促すとともに、さらに、納付に応じない場合は、強制徴収できる債権(公債権で滞納処分規定のあるもの)については滞納処分の実施、強制徴収できない債権(公債権で滞納処分の規定のないものおよび私債権)については司法手続への着手など、法令等にもとづく適切な処理を行い、債権の確実な回収の実行と債権全体の滞納の抑止を図る。

□ 債権の整理

債務者の事情により、債務を履行させることが著しく困難な場合や不相当であるときは、法令等にもとづき、徴収停止、履行延期の特約、債務の免除および放棄などの手続による債権の整理を進める。

イ 育成料(学童保育所育成料等保護者負担金)収納率の向上

NO	名称	内容				
11	育成料(学童保育所育成料等保護者負担金)収納率の向上	青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづき収納率を向上させる。				
担当課	子育て推進課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	徴収対策 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間電話督促、臨戸徴収を継続して実施する。 ・過年度分滞納者への督促を強化する。 ・申出による児童手当からの天引きによる納付を行う。 ・新年度継続入所審査時に3か月以上の滞納者に対し、調整点数による減点を行い、入所決定前の納付を促進する。 ・現年度入所者で2か月以上滞納者に対し徴収を強化する。 	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	収納率 94.6% 現年分 99.1% 滞納繰越分 20.0%	収納率 94.7% 現年分 99.2% 滞納繰越分 20.1%	収納率 94.8% 現年分 99.3% 滞納繰越分 20.2%	収納率 94.9% 現年分 99.4% 滞納繰越分 20.3%	収納率 95.0% 現年分 99.5% 滞納繰越分 20.4%	

ウ 市営住宅使用料収納率の向上

NO	名称	内容				
12	市営住宅使用料収納率の向上	青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづき収納率を向上させる。				
担当課	住宅課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①現年度対策 ・収入報告書の提出を徹底する。 ・収入減額世帯に対し減免制度の利用を指導する。 ・生活保護世帯に対し代理納付を活用する。 ・電話催告、臨戸徴収を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②過年度滞納徴収対策 ・滞納者と面談し返済計画書の作成指導を実施する。 ・電話催告、臨戸徴収を実施する。 ・転出居所不明者等の不納欠損処理を実施する。 ・債権回収会社を活用する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	収納率 82.7% 現年分 98.3% 滞納繰越分 9.4%	収納率 83.2% 現年分 98.4% 滞納繰越分 9.5%	収納率 83.7% 現年分 98.5% 滞納繰越分 9.6%	収納率 84.2% 現年分 98.6% 滞納繰越分 9.7%	収納率 84.7% 現年分 98.7% 滞納繰越分 9.8%	

エ 学校給食費収納率の向上

NO	名称	内容				
13	学校給食費収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづき収納率を向上させる。 ・公会計化の可否について、未納問題への対応や学校の負担軽減と、新たな人員の配置や事務経費等の負担増とを比較検討する。 				
担当課	学校給食センター					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①現年度対策 ・四半期ごとに学校へ収納状況報告を実施する。 ・学校長を通じ各学校の方法により、督促、催告を実施する。 ・代理納付制度を活用する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②過年度滞納徴収対策 ・催告書の送付後、臨戸徴収の実施および納付計画書を送付する。 ・児童手当から給食費への納入を実施する。 ・代理納付制度を活用する。 ・夏期、冬期および春期に事務職員と調理員による臨戸訪問を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③公会計制度導入の可否について検討する。	⇒	③公会計制度導入の可否を判断する。	—	—	
到達目標	収納率 95.7% 現年分 99.0% 滞納繰越分 17.1%	収納率 96.0% 現年分 99.1% 滞納繰越分 17.3%	収納率 96.6% 現年分 99.2% 滞納繰越分 17.7%	収納率 97.4% 現年分 99.3% 滞納繰越分 18.5%	収納率 98.4% 現年分 99.4% 滞納繰越分 20.1%	

(4) 事務事業の見直し

外部環境の変化が激しく、厳しい財政状況下にあるため、行政の守備範囲や社会福祉の水準に配慮しつつ、経済性（コスト意識）や効率性および公平性等を考慮し、事務事業の見直しを図る。

ア 事務事業の見直し

NO	名称	内容				
14	行政評価の実施および推進に向けた検討	・行政の守備範囲や社会福祉の水準に配慮しつつ、経済性(コスト意識)や効率性および公平性等を考慮し、事務事業の見直しを図る。 ・施策評価を導入する。				
担当課	行政管理課					
関連課	全課					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
年次計画	①見直し基準にもとづき事務事業評価を継続して実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②施策評価の導入を検討する。	②施策評価を試行する。	⇒	②施策評価を実施する。	⇒	
到達目標	①事務事業簡易評価全件	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②検証・検討	②施策評価 4件 事務事業評価 施策評価の該当事務事業全件 外部評価 施策評価対象事業 4件	⇒	⇒	⇒	

[事務事業の見直し基準]

- 終期を設定し、廃止するもの
 - ・事業目的が達成されているものまたは達成しつつあるもの
 - ・事業効果が経費の割合に比べ、乏しくなっているもの
 - ・社会経済情勢に実情が合わないもの
 - ・市民への影響または行政効果が少ないもの
- 統合または簡素・縮小するもの
 - ・事業の目的、対象などが重複または類似しているもの

イ 各種業務委託の見直し

NO	名称	内容				
15	窓口業務の民間委託に向けた検討	公共サービスの質が向上し、かつ、コストの削減が見込める業務について、民間委託化を推進する。				
担当課	行政管理課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	市民窓口サービス検討委員会で積極的な民間委託化の推進に向けた協議を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	窓口業務の民間委託の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

【各種業務委託の見直し基準】

- 委託効果の測定を定期的に行い、委託業務の範囲・内容等を点検する。
- 委託金額は適正な積算基礎にもとづきコスト計算を行い、費用対効果の検証を行う。
- 定型的な業務を継続して契約する場合は、一定期間で見直しを行うなど適切な運用を図る。

【青梅市の主な見直し・導入事例（平成22年度以降）】

- トレイ選別処理の今井作業所での業務委託を廃止し、リサイクルセンター内での選別処理業務に統合（平成22年4月実施）：環境経済部
- 自治会に対する市周知物配布等委託料の見直し（平成22年4月実施）：総務部
- ポートピア大郷管理運営を包括的民間委託（平成23年6月実施）：事業部
- 選別回収した硬質プラスチックをそのまま再生処理業者へ売却し、業者施設で資源化处理する方法へ変更（平成23年4月実施）：環境経済部
- 市民課住民記録係窓口業務の一部を民間委託（平成23年6月実施）：市民部
- 市民課戸籍係窓口業務の一部を民間委託（平成24年4月実施）：市民部
- 市民斎場の管理運営業務を民間委託（平成24年4月実施）：市民部

NO	名称	内容			
16	粗大ゴミ収集業務の委託化	直営で実施している粗大ゴミ収集業務の委託化を図る。			
担当課	清掃リサイクル課				
関連課	職員課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	委託化を検討する。	委託化の準備を行う。	委託を実施する。 (ふれあい収集(注)を除く)	検証・見直しを行う。	⇒
到達目標			委託実施	—	—

(注)ふれあい収集：高齢者（65歳以上）のみの世帯または障害者のみの世帯等で、粗大ゴミをその世帯の方だけで屋外に運び出すことが困難な場合、係員が運び出して収集すること。

NO	名称	内容			
17	指定管理者制度導入の推進	公の施設において、公共サービスの質が維持または向上し、かつ、コストの削減が見込める施設について、積極的に指定管理者の導入を図る。			
担当課	行政管理課				
関連課	施設所管課・職員課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	指定管理者導入に向けた対応を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	①指定管理者導入施設数 28施設 【新規】 東青梅駅北口自転車等駐車場	①指定管理者導入施設数の増加 【新規予定】 水泳場、市民斎場、火葬場	①指定管理者導入施設数の増加 【新規予定】 青梅駅前・河辺駅北口・河辺駅南口自転車等駐車場、分館図書館、体育施設	①指定管理者導入施設数の増加 【新規予定】 花木園、吹上しょうぶ公園、交通公園	①指定管理者導入施設数の増加 【新規予定】 市営住宅、中央図書館
	②未導入施設所管課へ導入推進に向けた打合せ会を年1回開催	⇒	⇒	⇒	⇒

【青梅市の導入事例（平成23年度以降の新規）】

- 青梅市障がい者サポートセンター（公募）：平成23年4月実施（障がい者福祉課）
相談支援事業、地域活動支援センター事業等の障害者支援事業および施設の会議室等の施設貸出事業を実施
- 東青梅駅北口自転車等駐車場（公募）：平成25年4月実施（生活安全課）
施設の管理運営事業を実施

NO	名称	内容			
18	運動広場の見直し	設置基準、設置目的、管理運営、借上げ料などの見直しを図る。			
担当課	体育課				
関連課	—				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	検討項目の洗い出しを行う。	検討項目の見直しを行う。	⇒	⇒	⇒
到達目標	課題の抽出	課題整理と対応策の策定	対応策の実施	⇒	⇒

ウ 補助金等の見直し

NO	名称	内容				
19	補助金等の見直し	補助金等の見直しに関する指針にもとづき見直しを図る。				
担当課	行政管理課・財政課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	補助金等については、見直し指針にもとづき常に整理合理化を進める。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	補助金等見直し件数全件	⇒	⇒	⇒	⇒	

[青梅市補助金等の見直しに関する指針（抜粋）]		
□見直しにかかる判断項目、判断基準および方向性		
判断項目	判断基準	判断基準に不適合の場合の見直しの方向性
公平であること	より多くの団体等に参入の機会を与えている	補助金等の規模を縮小する
	補助金等の交付について市民の理解が得られている	時限を決めて廃止する
適正であること	補助金等の交付額には、適正な限度額または補助率を設けている	補助額または補助率を設けるか補助率を変更する
	補助対象経費は、公益的な活動に真に必要な経費であり、かつ効率的に使用されている	真に必要な経費の範囲内に縮小する
	補助金等を上回る翌年度繰越金が継続して生じていない	一定の期間は縮小または停止する
	補助金等には終期が定められている	新たに終期を定める
行政効果があること	青梅市総合長期計画等に掲げる市の施策方針と合致する活動である	廃止する
	活動の目的・視点・内容等が、現在の経済・社会情勢に適しており、課題にタイムリーに対応するものである	社会情勢に適したものとするように補助金等の内容を改善し、縮小または拡充する
	補助金等の交付が補助金等の交付の対象となる事務または事業の目的達成に適している	廃止する
	類似する補助金等が他にない	類似する補助金等を整理統合し廃止する

(5) 東日本大震災の教訓を活かした対応

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などの大規模な自然災害を教訓に、地震や土砂災害をはじめ、あらゆる災害から市民の生命、身体および財産を守るため、「青梅市地域防災計画」を見直す。

また、再生可能エネルギー等の導入を推進していく。

NO	名称		内容		
20	地域防災計画等を見直し		地震等の各種災害発生時における対策の検討と実施体制の確立のため地域防災計画等を見直す。		
担当課	防災課・建設部管理課				
関連課	関係各課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①地域防災計画の修正に合わせ、火山噴火灰応急対応計画を加える。	①地域防災計画を必要に応じて修正する。地区防災計画を作成する。避難所運営マニュアルを修正する。	①地域防災計画、地区防災計画、避難所運営マニュアルを必要に応じて修正する。	⇒	⇒
	②業務継続計画(BCP)地震編を策定し、風水害編・新型インフルエンザ編の訓練を実施する。	②業務継続計画の訓練の実施および修正を行う。	⇒	⇒	⇒
	③建築基準法上の後退敷地については、関係機関との連携および地籍調査や境界確定時に積極的な処理を行うことで、消防活動上の支障の排除を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	①地域防災計画に火山噴火灰応急対応計画を追加	①地区防災計画作成 避難所運営マニュアル修正	①必要に応じた計画等の修正	⇒	⇒
	②業務継続計画地震編の策定	②業務継続計画の修正	⇒	⇒	⇒
	③関係機関と緊密な連携を取りつつ、適切な指導の実施	③より効果的な土地の処理についてマニュアルの検討	③マニュアルの作成と土地の処理について実施	⇒	⇒

NO	名称	内容				
21	再生可能エネルギー等の導入促進	太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー、ガスコージェネレーション(注1)の導入促進、青梅の地域特性を生かした小水力発電(注2)、木質バイオマス(注3)の調査研究を行う。				
担当課	環境政策課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①家庭向け補助金の見直しを行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②太陽光発電にかかる公共施設の屋根貸出し事業を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③小水力、木質バイオマスの調査、研究を行う。	③小水力、木質バイオマスの導入を検討する。	③小水力、木質バイオマスを導入する。	⇒	⇒	
到達目標	①家庭向け補助金見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②屋根貸出し事業10施設100Kw	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③ ・小水力 1～2か所実地調査 ・木質バイオマス供給量の調査、導入可能箇所調査	③ ・小水力 設置検討、設置 ・木質バイオマス供給量の調査、導入可能箇所調査	③ ⇒ ・木質バイオマス導入	⇒	⇒	

(注1) ガスコージェネレーション：ガスでの発電時の排熱を用いて電力と熱を併給し、エネルギーの効率的利用を図るシステム

(注2) 小水力発電：小型の水力発電

(注3) 木質バイオマス：木材からつくられる再生利用可能なエネルギー源

(6) 電子自治体の推進

情報セキュリティ体制や機能の強化を図りつつ、電子自治体の構築を推進し、質の高い行政サービスを市民に提供するとともに、高度化する行政事務を効率的・効果的に処理するため、全庁的な視点でシステムの最適化を図る。

NO	名称	内容				
22	電子自治体の推進	全庁的な視点でシステムの最適化を推進し、行政運営の効率化を図る。				
担当課	行政管理課・情報システム課					
関連課	市民課・市民税課・関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の円滑な導入に向け対応する。 ・円滑な導入に向け関係課との情報交換、情報共有に努める。 ・円滑なシステム改修に向け対応する。 ・影響度調査を実施する。 ・独自利用の検討・条例化を行う。	⇒	①制度を周知し、適正に運用する。 ・個人番号付番、通知を行う。 ・広報等で周知する。 ・個人番号カードを交付する。	①適正に運用する。	⇒	
	②基幹系業務システムを再構築する。 ・仕様を検討し作成する。	⇒ ・設計開発を行う。	⇒ ・設計開発を行い、運用を開始する。	②基幹系業務システムの運用・検証を行う。	⇒	
到達目標			①個人番号の円滑交付、利用開始	①個人番号の利用	⇒	
			②基幹系業務システムの円滑な運用	—	—	

NO	名称	内容				
23	情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティポリシーにもとづくセキュリティ対策マネジメントの確実な実行による個人情報等の情報保護に努める。				
担当課	情報システム課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①情報セキュリティ研修を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②情報セキュリティ監査を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	③情報システムのセキュリティ対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	①全職員対象に実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②年1回実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	③セキュリティの確保	⇒	⇒	⇒	⇒	

2 簡素で活力ある組織と人材の育成

(1) 組織・機構の見直し

取組項目 24 組織・機構の見直し

(2) 適正な定員管理の推進

取組項目 25 適正な定員管理の推進

(3) 給与等の適正化

取組項目 26 給与等の適正化

27 福利厚生制度の見直し

(4) 人材育成の推進

取組項目 28 人材の確保

29 人材の育成

30 人材の活用

31 職員提案制度の見直し

2 簡素で活力ある組織と人材の育成

効果的・効率的に行政サービスを提供できるよう簡素合理化した組織体制を再構築していく。併せて、新たな行政課題や多様化する市民ニーズなどの時代の変化に即した施策を総合的・機能的に展開するための人材を育成する。

(1) 組織・機構の見直し

事業の現状を把握し、本市の地域動向を踏まえ、市民にわかりやすい組織体制の構築を図る。

また、簡素で活力ある組織を実現するために、適切な統廃合・新設を行い、職員の主体性が発揮できる弾力的な体制づくりを進める。

NO	名称	内容				
24	組織・機構の見直し	総合長期計画の実現に向け、組織・機構の再編を行うとともに、見直し基準にもとづき定期的に点検を行い組織改善に努める。				
担当課	行政管理課・職員課					
関連課	関係各課					
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
年次計画	総合長期計画推進に向け全面的に組織を見直す。	—	—	—	—	—
	国からの権限移譲など時代に合わせ部分的に組織を見直す。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	関連する事業は各課が連携・協力し、業務の効率化を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	効果的な組織のあり方を検討する中で、各職層の適正な人数を研究する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	新しい組織体制の確立	円滑な業務の推進に向けた見直し	⇒	⇒	⇒	⇒

[組織・機構の見直し基準]

- 事業量が減少した組織および細分化された組織については、整理・統合を行う。
- 類似業務については、事務の整理・統合を行う。
- 新しい政策課題等については、組織・機構の整備を行う。

(2) 適正な定員管理の推進

限られた人材を有効に活用し、最少の職員数で最大の効果を挙げるため、職場の業務量と人員のバランスに留意し、組織・機構の見直しと整合を図りつつ、職員数の縮減に努める。また、再任用職員、嘱託職員、臨時職員の活用等による総人件費の削減に努める。

NO	名称	内容				
25	適正な定員管理の推進	行政ニーズが変化し、多種・多様化する中において、限られた人材を有効に活用する。				
担当課	職員課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	組織・機構等の見直しにより定数を見直す。再任用職員を活用する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	民間委託化が可能な業務について、民間委託の推進を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	4月1日現在職員数 正規職員 737人 再任用職員 68人	4月1日現在職員数 正規職員 734人 再任用職員 73人	4月1日現在職員数 正規職員 732人 再任用職員 78人	4月1日現在職員数 正規職員 731人 再任用職員 83人	4月1日現在職員数 正規職員 729人 再任用職員 88人	

※到達目標欄の職員数には、指定管理者制度等への移行に伴う減員は見込んでいない。

[民間委託等実施基準]

- 法令に適合し、適正な執行が確保できること
- 行政責任と公平性が確保できること
- 行政サービスの水準が維持されること
- 経済的効果が確保できること

(3) 給与等の適正化

国や東京都および民間企業等との均衡を図り、財政状況や社会経済情勢等を勘案して対応する。

NO	名称	内容				
26	給与等の適正化	国や東京都および民間企業等との均衡を図り、財政状況や社会経済情勢等を勘案して対応する。				
担当課	職員課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	国や東京都および民間の給与との均衡を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	より一層職務と職責に応じた給与体系を進める。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	人事評価を活用した給与査定の実施を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	各種手当(住居手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当および退職手当)を見直す。	⇒	⇒	⇒	⇒	
超過勤務手当の縮減に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	ラスパイレス指数(注1) 101.1	ラスパイレス指数 100.8	ラスパイレス指数 100.6	ラスパイレス指数 100.3	ラスパイレス指数 100.0	

(注1) ラスパイレス指数：国家公務員行政職俸給表(一)の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方自治体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するもので、地方自治体の仮定給料総額を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

NO	名称	内容				
27	福利厚生の効果的・効率的運用の推進	職員の福利厚生について、より効果的で効率的な事業運用の推進を図る。				
担当課	職員課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	事務服の更新は、25年度から6年計画で損耗の激しいものを優先して実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員互助会事業を効果的・効率的に実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	効果的・効率的運用	⇒	⇒	⇒	⇒	

(4) 人材育成の推進

多様化する市民ニーズや高度化する行政課題に的確に対応できるよう、職員の政策形成等の能力向上、意識改革、蓄積した技能の活用を図るための職員研修を実施するとともに、専門的な知識が必要な業務では、外部の人材を活用する。

NO	名称	内容				
28	人材の確保	職員の採用について、新卒者の採用にとらわれることなく、民間経験者の採用や専門技術、資格を有する職員の採用等幅広い人材の確保を図る。				
担当課	職員課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	公務員としての適性を持った職員を採用する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	就職情報サイトへ求人情報を掲出し、障害者等を含め、広く人材確保に努める。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	業務が多様化、高度化する中で、専門知識の活用と組織の活性化を図るため、社会人の経験枠を設け、職員を採用する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	任期付有資格者職員の採用制度を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	優秀な職員の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	

NO	名称	内容				
29	人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修等の充実を図り、職員の能力向上に努める。 ・政策形成能力、専門的な知識や技能など職員の多様な能力の開発に向けた職員研修を実施するとともに、主体的な学習を支援し、職員のキャリア形成や能力・意欲の向上を図る。 				
担当課	職員課					
関連課	全課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	自己啓発 ・研修コースにより補助率を個別に設定し、業務と関連が強く、効果が高い内容の受講を促す。 職場研修 ・OJT(注)研修を通じて基礎的能力を習得する。 ・職場研修の積極的な推進を行い、職員の能力開発と意識改革を図る。 職場外研修 ・職層により求められる能力に応じた能力開発研修を実施する。 ・先進自治体への国内研修や通信教育研修を実施する。 ・国、都への派遣研修を実施する。 ・各種健康相談の充実を図り、メンタルヘルス支援を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	公正・公平性のある人事評価を実施するとともに、職員の能力および職務能率の向上を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	長期にわたる人材育成計画について見直しを検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	到達目標 職務能力の発揮および効率の向上	⇒	⇒	⇒	⇒	

(注) OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング(on the job training)。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

NO	名称	内容				
30	人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の積極的登用および多様な人材を効果的に育成し活用する。 ・障害者における雇用の促進と能力を十分に発揮して働ける環境の整備を図る。 ・効果的な市政運営のために、専門知識を有する外部の人材を活用する。 				
担当課	職員課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	ゼネラリストおよびスペシャリストを活用し、効果的・効率的な市政運営を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	女性職員の管理職への登用を積極に行う。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	障害者の雇用促進と職場環境の整備を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	自らの意思で降任を申し出ることができる制度を研究する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	女性管理職員数4人以上	女性管理職員数5人以上	⇒	⇒	⇒	
到達目標	障害者雇用率の充足	実質雇用率2.3%以上	⇒	⇒	⇒	

NO	名称	内容				
31	職員提案制度の見直し	1人1改善を目指し、市政に寄与する政策提言としての制度の充実、職員の事務改善意識の向上につながる新たな取組の推進を図る。				
担当課	企画調整課					
関連課	全課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	庁内LAN等を活用した制度の周知・啓発、時節に合わせた課題設定などにより、応募しやすい環境づくりに努め、制度の充実を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	人事評価制度における目標管理や評価と連携を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員提案制度の活性化	⇒	⇒	⇒	⇒	

3 財政基盤の確立

(1) 財政運営の効率化

- 取組項目 32 経常収支比率の改善
- 33 実質公債費比率の改善
- 34 公会計整備の推進
- 35 プライマリーバランスの改善

(2) 財源確保の対策

- 取組項目 36 市税収納率の向上
- 37 使用料・手数料等の設定および見直し
- 38 企業誘致の推進
- 39 保有土地の有効活用等
- 40 スtockマネジメントの推進

(3) 競艇事業収益金の確保

- 取組項目 41 競艇事業収益金の確保

(4) 特別会計、企業会計の経営改善

- 取組項目 42 国民健康保険会計の改善
医療費適正化事業の強化
- 43 下水道事業会計の改善
- 44 後期高齢者医療会計の改善
- 45 介護保険会計の改善
- 46 病院事業会計の経営改善
- 47 病院事業サービスの向上

3 財政基盤の確立

限られた財源の中で、持続的な行財政運営ができるまちを実現するため、原資である税金等を確実に収納するほか、財政構造の改革を積極的に行い、財政基盤を確立する。

また、市民への財政分析・評価の公表を積極的に行い、厳しい財政状況について情報共有を図る。

(1) 財政運営の効率化

総合長期計画に併せ中長期的な財政計画を策定し、歳入の確保、歳出の削減に積極的に取り組み、財政構造を改善し、身の丈に合った持続可能な財政運営の確立に努める。

NO	名称		内容		
32	経常収支比率の改善		<ul style="list-style-type: none"> ・分母となる「経常一般財源」(歳入)の増加、分子となる「経常経費充当一般財源」(歳出)の削減を図る。 ・経常一般財源は、市税等の収納率の向上を図るとともに、使用料等の改定などにより自主財源の確保を図る。 		
担当課	財政課				
関連課	全課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	財源確保対策による「経常一般財源」(歳入)の増加および、職員削減による人件費の抑制、市単独事業費の抑制、起債対象事業の精査にもとづく公債費の抑制等により「経常経費充当一般財源」(歳出)を削減する。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	経常収支比率(注) 94.0%	経常収支比率 92.8%	経常収支比率 91.6%	経常収支比率 90.4%	経常収支比率 89.2%

(注) 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の強い経常経費に経常一般財源が充当されている割合。財政構造の弾力性を表している。

NO	名称		内容		
33	将来負担比率の改善		事業の精査により、起債発行の抑制を図るとともに、充当可能財源である基金の確保に努め、将来の財政負担の軽減を図る。		
担当課	財政課				
関連課	全課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	起債発行の抑制および起債種別を精査する。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	将来負担比率(注) 全国市区平均以下	⇒	⇒	⇒	⇒

(注) 将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。350%以上で早期健全化団体となり、基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

(平成23年度の全国市区平均値は46.5%、青梅市は、23.0%)

NO	名称	内容				
34	公会計整備の推進	発生主義および複式簿記の考え方の導入を図り、国の作成基準に準拠して、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成・公表するとともに、財政状況の分析に活用する。				
担当課	財政課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	前年度決算内容の財務諸表を作成し公開する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	財務諸表により財政状況の分析を行い、今後の行政運営に活用	⇒	⇒	⇒	⇒	

NO	名称	内容				
35	プライマリーバランス(注)の改善	経常的な歳入をもって、歳出を賄うことができる財政構造を構築するため、プライマリーバランスの数値の改善に努め、黒字化を図る。				
担当課	財政課					
関連課	全課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	市債借入を抑制する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	財政調整基金取崩しを抑制する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	数値の改善と黒字化	⇒	⇒	⇒	⇒	

(注) プライマリーバランス：基礎的財政収支。公債費関連の歳入・歳出を除いた財政収支で、政策のために必要となる費用が、その時点の収入で、どこまで賄われているかを示す指標。黒字であれば、行政サービスの費用が、税金などの収入で賄われていることになるが、赤字の場合は、不足財源を借入金や基金の取り崩しに依存している状態を示している。

(2) 財源確保の対策

地域経済の活性化や雇用の創出などによる自主財源の安定確保、国・都の補助制度の活用、市資産の有効利用、使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化および「青梅市債権管理適正化に関する指針」にもとづく滞納対策の強化など、歳入の確保に取り組む。

既存公共施設の保全、維持、管理を計画的に行い、効果的・効率的な対策により、施設の保全・運用の最適化を図る。

ア 市税収納率の向上

NO	名称	内容				
36	市税収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・納付しやすい環境づくりを推進する。 ・新規滞納者の削減を図る。 ・財産調査の強化を図る。 				
担当課	収納課					
関連課	—					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	クレジット収納、マルチ ペイメントネットワーク (注)の利用など、納税 機会の拡大を検討す る。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	新規滞納者の削減対 策 ・広報等による納期内 納税への意識啓発を 進めるとともに口座振 替の勧奨を推進する。 ・文書による催告を複 数回実施し、自主的な 納付を促す。 ・滞納整理を進めるた め財産調査を効果的 に実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	累積滞納者の縮減対 策 ・文書による催告を複 数回実施し、自主的な 納付を促す。 ・納付または納付相談 のない者については、 滞納者の実情に応じ、 差押えを含めた滞納 整理を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	収納率 94.2% 現年分 98.5% 滞納繰越分 26.0%	収納率 95.1% 現年分 98.5% 滞納繰越分 26.0%	収納率 95.5% 現年分 98.5% 滞納繰越分 26.0%	収納率 95.9% 現年分 98.5% 滞納繰越分 26.0%	収納率 96.1% 現年分 98.5% 滞納繰越分 26.0%	

(注) マルチペイメントネットワーク：各種料金等の収納企業・公共団体と、金融機関とをつなぐネットワーク。利用者は ATM やパソコン等から、公共料金や税金の支払い等ができ、そのデータは収納企業や金融機関へ即座に反映される。

イ 自主財源の確保

NO	名称	内容				
37	使用料・手数料等の設定および見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の原則にもとづき使用料・手数料等は、常に見直しを行う。 ・既存の市施設駐車場について、適正な使用料を設定し徴収する。 				
担当課	行政管理課					
関連課	生活安全課・体育課・商工観光課ほか関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①使用料等有料化検討委員会において、市施設の有料化について検討する。 ・東青梅駅南口・北口自転車等駐車場の有料化を実施する。 ・総合体育館駐車場の有料化を継続して検討する。 ・御岳苑地・御岳1丁目駐車場等について、国体終了後有料化を検討する。	⇒ ・総合体育館駐車場の有料化を実施する。 ・御岳苑地・御岳1丁目駐車場等の有料化を実施する。	⇒	⇒	⇒	
	②既存の使用料・手数料等について、受益者負担の原則にもとづき、常に見直す。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	①使用料等有料化検討委員会を開催し有料化の実現	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②適正な使用料・手数料等の算定	⇒	⇒	⇒	⇒	

【青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針（抜粋）】

□ 使用料の算定

使用料における受益者負担の算定は、個々の行政サービスごとに原価計算を行った上、公益性・私益性および必要性・選択性の観点からの設問項目に照らし、算出された使用料算定区分表（座標）の負担率を乗ずる。

□ 手数料の算定

手数料における受益者負担の算定は、使用料の算定と同様に、個々の行政サービスごとに原価計算を行った上、当該行政サービスに充てられている国都補助金等を差し引いた金額を想定される対象件数で除する。

□ その他負担金等への対応

その他負担金等においても、行政サービスを受ける者と受けない者との公平を確保するためにも、その受益に対する応分の負担を受益者に求めるべきであることから、可能な限り本指針を適用する。

□ 原価の低コスト化

限られた財源の中で多様な行政サービスを提供し、市民サービスの向上を図っていくためには、それぞれの行政サービスにおける事業手法等において、常に点検・見直しを行い、最少の経費で最大の効果を上げていく必要がある。原価の低コスト化を図った上で、受益者に応分の負担を求めていくべきである。

□ 市民への説明責任

市民に応分の負担を求めていくためには、使用料、手数料等の算定方式について、維持管理経費や受益者負担の考え方などの根拠を明確にするとともに、市民に分かりやすく説明し、周知を図る必要がある。

NO	名称	内容				
38	企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化のため、企業誘致などに努めるとともに、雇用促進と地産地消の観点からの産業育成に努める。 ・新たな自主財源を確保する。 				
担当課	商工観光課ほか関係各課					
関連課	全課					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
年次計画	企業誘致に向けた青梅市企業誘致条例の広報・PR活動を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	新規企業の誘致および既存産業の活性化の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	
	雇用機会の拡大、地域経済の振興および税源の涵養	⇒	⇒	⇒	⇒	

ウ 保有土地の有効活用等

NO	名称	内容				
39	保有土地の有効活用等	遊休および未利用市有地については、地域の需要を見極め、月極駐車場等としての有効活用や積極的な売却に努める。				
担当課	契約管財課					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	普通財産現況調査結果を踏まえ、未利用市有地の有効活用を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	市有地のインターネット公売などを実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	未利用市有地の有効活用、売却の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

エ 資産の有効活用等

NO	名称	内容				
40	ストックマネジメント(注)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「青梅市公共建築物保全整備計画」の施設性能評価結果や保全整備コストを鑑み、施設の優先度を見極めながら課題を検証しつつ、公共建築物の計画的な保全整備と施設の運用の最適化を図る。 ・公共建築物の統廃合を含む施設のあり方を検討する。 				
担当課	建築保全担当					
関連課	関係各課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①施設管理台帳の更新および施設性能評価の再評価を実施する。 保全整備施設の優先度の見極めと課題の検証を行う。	①保全整備施設の優先度の見極めと課題の検証を行う。	⇒	⇒	⇒	
	②公共施設再編基本方針および施設白書を策定する。	②個別施設の再編方針を具体的に検証する。	②公共施設再編計画を策定する。	—	—	
到達目標	①公共建築物の計画的保全整備と施設運用の最適化	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②施設再配置・再編の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

(注) スtockマネジメント：公共建築物などについて、経営的視点から総合的に、企画・管理・活用・処分を行い、少ない財源で施設を効率的・効果的に運用するための手法。

(3) 競艇事業収益金の確保

魅力あるレース開催やイベント、PRなど効果的な売上向上策を展開するとともに、施設設備の改善も含め、引き続き経営改善に取り組み、市財政に寄与できるよう競艇事業収益の確保に努める。

NO	名称		内容		
41	競艇事業収益金の確保		効率的な運営を図るための経営改善を推進し、収益金の確保に努める。		
担当課	事業部管理課、業務課				
関連課	—				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	他施行者への積極的な委託発売依頼や他地区への出走表の掲載など場外発売を更に向上させる。	⇒	⇒	⇒	⇒
	電話投票ポイントシステムの拡充など電話投票売上を向上させる。	⇒	⇒	⇒	⇒
到達目標	繰入金 2.0億円	繰入金 1.0億円	繰入金 0.5億円	繰入金 0.5億円	繰入金 0.8億円
	単年度収益金 4.0億円	単年度収益金 2.0億円	単年度収益金 1.0億円	単年度収益金 1.0億円	単年度収益金 1.5億円

(4) 特別会計、企業会計の経営改善

特別会計・企業会計では、目標、計画を常に見直し、独立採算の原則に立ち返り、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税により賄うべき経費との区分を明確にする。また、アウトソーシングの推進、受益者負担の適正化等を進めることにより、経営の健全化に努める。

ア 国民健康保険会計

NO	名称	内容				
42	国民健康保険会計の収支改善 医療費適正化事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検やそのデータ分析、ジェネリック医薬品使用促進通知などを行うとともに、訪問指導や重症化予防などの保健事業を展開し、医療費の適正化に努める。 ・特定健康診査、特定保健指導により、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病等の生活習慣病対策を行う。 ・慢性腎臓病(CKD)対策に取り組み、重症化予防とともに医療費抑制に努める。 				
担当課	保険年金課					
関連課	健康課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①医療費適正化事業を強化推進する。 ②40歳以上の青梅市国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施する。受診者のうち健康の保持に努める必要のある方に特定保健指導を実施する。	①国保データベースシステムの実施に向けた準備を行う。 ⇒	①国保データベースシステムを実施する。 ⇒	⇒	⇒	
到達目標	収納率 68.8% 現年分 88.8% 滞納繰越分 20.2%	収納率 70.8% 現年分 89.3% 滞納繰越分 21.3%	収納率 72.0% 現年分 89.7% 滞納繰越分 22.3%	収納率 73.8% 現年分 90.1% 滞納繰越分 23.8%	収納率 75.0% 現年分 90.5% 滞納繰越分 24.3%	
	①医療機関適正受診の啓発およびCKD疑い者への再検査通知	①国保データベースシステムの検証 ⇒	①医療費分析の施行実施 ⇒	⇒	⇒	
	②受診者 14,402人 特定保健指導利用者 575人	②受診者 15,210人 特定保健指導利用者 809人	②受診者 16,027人 特定保健指導利用者 1,066人	②受診者 16,631人 特定保健指導利用者 1,217人	②受診者 17,225人 特定保健指導利用者 1,375人	

※国民健康保険税については、平成 26 年度および平成 28 年度に改定予定。

イ 下水道事業会計

NO	名称	内容				
43	下水道事業会計の収支改善	・水洗化率の向上、維持管理の効率化、下水道使用料の適正化を図るとともに、整備手法を検討し、コストの縮減を図る。 ・新たに下水道を整備する区域について、公共下水道整備にこだわらず、合併浄化槽も含めた整備計画を見直し、早期の整備による全市水洗化を図る。				
担当課	下水管理課					
関連課	下水工務課					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
年次計画	①下水道供用開始区域における未接続世帯および新規に供用開始された世帯に対して、下水道への早期接続を呼びかける。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②成木地区については、計画当時と比べ人口減少や高齢化など社会情勢の変化を考慮し、改めて適切な整備区域や整備手法について検討し計画を進める。	②検討後の計画にもとづき、公共下水道の事業計画や全体計画の変更を行うとともに合併処理浄化槽の整備計画の協議、策定、実施設計や都市計画の変更を行う。	②公共下水道および合併処理浄化槽の整備事業を実施する。	⇒	⇒	
到達目標	経費回収率 84.9%	経費回収率 86.8%	経費回収率 88.1%	経費回収率 89.9%	経費回収率 91.8%	
	①新たに供用開始した約830世帯に対し早期接続の依頼通知、説明会の実施	①新たに供用開始した世帯への個別訪問	⇒	⇒	⇒	
	②整備方針の決定	②公共下水道事業計画の変更および合併処理浄化槽の整備計画の策定	②公共下水道および合併処理浄化槽の整備事業の実施	⇒	⇒	

ウ 後期高齢者医療会計

NO	名称	内容				
44	後期高齢者医療会計の収支改善	収納率の向上および特定健康診査に準じた健診を行い、健康の維持・増進、疾病の早期発見、早期治療に努める。				
担当課	保険年金課					
関連課	健康課					
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①収納率の向上 ・電話による納付勧奨および臨戸徴収を行う。 ・口座振替の勧奨を行う。 ・短期証を交付する。 ・特別徴収保険料平準化および保険料変更通知を送付する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②特定健康診査に準じた健康診査を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	①現年分収納率 99.5%以上 滞納繰越分収納率 50.0%以上	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②受診者 8,619人	②受診者 9,969人	②受診者 10,288人	②受診者 10,617人	②受診者 10,957人	

※後期高齢者医療保険料については、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定める保険料率にもとづき賦課徴収を行う。

エ 介護保険会計

NO	名称	内容				
45	介護保険会計の収支改善	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの活用、口座振替の推奨、介護保険制度の周知活動、滞納処分により、収納率を向上させる。 ・福祉部門と健康部門等が連携し、元気な高齢者の健康づくりを支援することにより、高齢者の生活機能の低下を抑制するとともに、介護保険の給付費および高齢社会の進展に伴う医療費の増加の抑制を図る。 				
担当課	高齢介護課・健康課					
関連課	—					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
年次計画	①収納率の向上 ・滞納管理システムを利用し、最新の滞納者の情報にもとづき、定期的に効率的な臨戸徴収を実施する。 ・口座振替取扱金融機関を拡大し、利用者の利便性を向上させる。 ・介護保険制度の相互扶助の趣旨を広く周知する。 ・滞納者には介護サービスを受ける段階で給付制限が課せられる等の説明を行う。 ・介護保険料の滞納処分を検討し、実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
	②地域支援事業、一次予防事業として健康センターで機能訓練を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	
到達目標	収納率 97.1% 現年分 98.7% 滞納繰越分 20.0%	収納率 97.2% 現年分 98.8% ⇒	⇒ ⇒ ⇒	収納率 97.3% 現年分 98.9% ⇒	⇒ ⇒ ⇒	

※介護保険料については、平成 27 年度に改定予定。

オ 病院事業会計

NO	名称	内容			
46	病院事業会計の経営改善	社会保険制度および医療制度の改正等に対し、的確な診療体系の確立および収益確保等を図る。			
担当課	病院経営企画課				
関連課	病院管理課・医事課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	病院機能評価を受審する。	社会保険制度および医療制度の改正等へ的確に対応する。	⇒	⇒	⇒
	地域がん診療連携拠点病院の指定更新を行う。	—	—	—	地域がん診療連携拠点病院の指定更新を行う。
	病院規模の検討を行う。	⇒	病床数の見直しを実施する。	—	—
到達目標	医業収支比率(注1) 93.4%	医業収支比率 93.6%	医業収支比率 93.8%	医業収支比率 94.0%	医業収支比率 94.2%
	病床利用率(注2) 81.6%	⇒	病床利用率 83.3%	⇒	⇒

(注1) 医業収支比率：100%以上になると、補助金等に依存せず自立した病院運営ができている状態を示す。

(注2) 病床利用率：延入院患者数/延病床数（病床利用率は、一般病床の利用率）

NO	名称	内容			
47	病院事業サービスの向上	診療の質の向上、患者サービスの向上に努める。			
担当課	病院経営企画課				
関連課	病院管理課・医事課				
年次計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	診療の質を向上する。	⇒	⇒	⇒	⇒
	病院建替えの具体化へ対応する。(方法、場所、財源等の諸課題を整理し、財政計画を含む建て替え計画を策定する。)	⇒	⇒	⇒	⇒
	入院患者の安全性向上のため、薬剤師による入院患者の服薬指導や持参薬管理業務の充実を検討する。	入院患者の安全性向上のため、薬剤師による入院患者の服薬指導や持参薬管理業務を実施する。	⇒	⇒	⇒
到達目標	患者満足度の向上	⇒	⇒	⇒	⇒

付 属 資 料

- 【付属資料1】青梅市行政改革推進本部設置要綱
- 【付属資料2】青梅市行政改革推進本部調整会議設置要綱
- 【付属資料3】青梅市行財政改革推進委員会設置要綱

【付属資料 1】

青梅市行政改革推進本部設置要綱

1 設置

行財政改革の推進を図るため、青梅市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 行財政改革に関する方策の策定および実施に関すること。
- (2) 財政運営に関する方策の策定および実施に関すること。
- (3) その他行財政改革にかかる重要事項に関すること。

3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部員 教育長、病院事業管理者、会計管理者、青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）第1条に規定する部長、総合病院事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長および農業委員会事務局長
- (4) 本部長は、本部に調整会議および専門部会を置くことができる。
- (5) 調整会議および専門部会は、本部員以外の者を構成員とすることができる。

4 本部長および副本部長

- (1) 本部長は、本部を統括する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 意見聴取

本部ならびに調整会議および専門部会の会議は、必要がある場合は、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

7 庶務

本部の庶務は、行財政改革推進担当課が処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

9 実施期日

この要綱は、平成7年1月4日から実施する。

10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成9年4月14日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成16年10月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成19年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、実施日において現に在職する収入役については、その者が在職する期間に限り、改正後の青梅市行財政改革推進本部設置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (4) この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

【付属資料 2】

青梅市行政改革推進本部調整会議設置要綱

1 目的

この要領は、青梅市行財政改革推進本部設置要綱第3項第4号の規定にもとづき、調整会議の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 調整会議の所掌事項

- (1) 行財政改革に関する方策の策定および実施にかかる青梅市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）と青梅市行財政改革推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）との調整に関する事。
- (2) 財政運営に関する方策の策定および実施にかかる本部と専門部会との調整に関する事。
- (3) その他行財政改革に関する重要事項にかかる本部と専門部会との調整に関する事。

3 組織

調整会議は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 会長 企画部長
- (2) 副会長 総務部長
- (3) 委員 企画調整課長、行政管理課長、財政課長および職員課長

4 会議

調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

5 報告

- (1) 会長は、必要に応じて会議の経過および結果を本部長に報告する。
- (2) 会長は、専門部会から調整事項を提起されたときは、速やかに必要な調整を行い、専門部会に結果を報告する。

6 庶務

調整会議の庶務は、行財政改革推進担当課が処理する。

7 実施期日

この要領は、平成7年1月20日から実施する。

8 経過措置

この要領の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。

【付属資料 3】

青梅市行財政改革推進委員会設置要綱

1 目的

社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政システムの確立と安定した財政運営を確保するなど、それら方策の検討等を図るため、青梅市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青梅市の行政改革の方策に関すること。
- (2) 青梅市の財政運営の方策に関すること。
- (3) 青梅市の行・財政改革の推進に関すること。
- (4) その他青梅市長が必要と認めること。

3 組織

- (1) 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
 - ア 知識経験者 4人以内
 - イ 市民の代表 4人以内
 - ウ 経営者の代表 1人
 - エ 労働組合の代表 1人
- (2) 前号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

6 庶務

委員会の庶務は、行財政改革推進担当課が処理する。

7 実施期日

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

8 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成13年7月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成15年7月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。